

○国立大学法人埼玉大学学則

〔平成16年4月1日〕
規 則 第 1 号

改正	平成16. 9. 30	16規則165	平成16. 11. 25	16規則182
	平成16. 12. 16	16規則191	平成17. 10. 27	17規則34
	平成18. 4. 1	18規則12	平成18. 6. 8	18規則109
	平成18. 11. 9	18規則133	平成18. 12. 21	18規則135
	平成19. 4. 1	19規則13	平成19. 10. 25	19規則78
	平成20. 1. 24	19規則87	平成20. 3. 1	19規則94
	平成20. 4. 1	20規則10	平成20. 6. 12	20規則49
	平成20. 7. 1	20規則63	平成20. 8. 7	20規則78
	平成20. 11. 13	20規則103	平成20. 12. 26	20規則113
	平成21. 2. 26	20規則126	平成21. 7. 23	21規則46
	平成22. 2. 18	21規則61	平成22. 3. 29	22規則14
	平成22. 10. 28	22規則50	平成23. 2. 24	22規則90
	平成24. 3. 29	23規則31	平成24. 5. 24	24規則1
	平成24. 10. 25	24規則39	平成26. 3. 20	25規則33
	平成26. 7. 24	26規則6	平成27. 2. 19	26規則39
	平成27. 3. 20	26規則76	平成27. 4. 23	27規則1
	平成27. 10. 22	27規則27	平成28. 2. 18	27規則49
	平成28. 3. 17	27規則65	平成30. 3. 15	29規則28
	令和2. 3. 27	元規則67	令和2. 11. 26	2規則22

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価（第1条・第2条）

第2節 構成（第3条－第13条の4）

第3節 学部の目的（第14条）

第4節 役員及び教職員等（第15条－第19条の3）

第5節 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、全学運営会議
及び教授会（第20条－第25条）

第2章 学部通則

第1節 学年及び学期（第26条－第29条）

第2節 修業年限及び在学年限（第30条・第31条）

第3節 入学（第32条－第36条）

第4節 授業科目及び履修方法等（第37条－第46条）

第5節 卒業及び学位（第47条・第48条）

第6節 休学、留学、退学、転学、除籍、編入学、転学部及び再入学
（第49条－第55条）

第7節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生
（第56条－第61条）

第8節 授業料等（第62条－第65条）

第9節 賞罰（第66条・第67条）

第10節 学生宿舍（第68条）

第11節 公開講座（第69条）

第3章 補則（第70条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価

(目的)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえ、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

第2節 構成

(学部及び収容定員等)

第3条 本学に、教養学部、経済学部、教育学部、理学部及び工学部を置く。

2 学部の構成は、別表1のとおりとする。

3 学部の収容定員は、別表2のとおりとする。

第4条 削除

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

3 前項に定めるもののほか、大学院に関する事項は、国立大学法人埼玉大学大学院学則に定める。

(教育機構)

第6条 本学に、教育についての企画・推進及び学生支援を行うための組織として、教育機構を置く。

2 教育機構に関する事項は、別に定める。

(研究機構)

第7条 本学に、研究についての企画・推進及び研究支援を行うための組織として、研究機構を置く。

2 研究機構に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に、教育研究及び学習に必要な学術情報の提供を行うための組織として、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(情報メディア基盤センター)

第8条の2 本学に、全学的な情報基盤の整備・運用を行うための組織として、情報メディア基盤センターを置く。

2 情報メディア基盤センターに関する事項は、別に定める。

(国際本部)

第9条 本学に、国際化のための企画・推進を行う組織として、国際本部を置く。

2 国際本部に関する事項は、別に定める。

第10条 削除

(学部附属教育施設)

第11条 本学に、学部附属の教育施設として、教育学部附属教育実践総合センター及び教育学部附属特別支援教育臨床研究センターを置く。

2 附属施設に関する事項は、別に定める。

(附属学校)

第12条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第13条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(事務室)

第13条の2 附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に事務室を置く。

2 事務室に関する事項は、別に定める。

第13条の3 本学に、監査室を置く。

2 監査室に関する事項は、別に定める。

(企画・執行等の組織)

第13条の4 本学に、本学の重要事項に関し、企画・立案、執行等を行う室その他必要な組織を置くことができる。

第3節 学部の目的

(学部の目的)

- 第14条** 教養学部においては、人文学及び関連する社会科学の諸成果を継承し、多様な文化及び価値観を理解するとともに、自ら問題を設定・解決し、国内外の人々との的確に意思を疎通できる能力を培うことを通して、現代の文化及び社会の諸問題に対処し得る人材を育成することを教育研究上の目的とする。
- 2 経済学部においては、経済学、経営学、法学をはじめとする社会科学の教育及び研究を通じ、自ら問題を発見し、分析し、解決することができる人材の育成を教育研究上の目的とする。
- 3 教育学部においては、教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域の総合的な研究及び教育を通して広く教育の発展に寄与し、主体的で豊かな人間性を基底としつつ教職に必要な専門的な知識・技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い教員の養成を教育研究上の目的とする。
- 4 理学部においては、数理、素粒子から物質、宇宙、生命まで、自然界のあらゆる現象について、その仕組みを理解し、原理・法則性の探求を目指す学問分野として、幅広い教養とともに専門性に根ざした理学の基礎を修得し、広い視野からものごとをとらえ、自ら課題を探求・発見・解決できる能力を備え、社会と時代とを支えリードできる創造性に富んだ人材の育成を教育研究上の目的とする。
- 5 工学部においては、持続可能社会の実現・革新的技術の創生への強い意欲、高い職業倫理観を有し、工学に関する基礎知識、専門分野に関する基礎・専門知識に加えて、人文・社会に係る基盤的素養、理工系全体を俯瞰する視点、地域から日本・世界に跨る多角的視点を備え、それらを総合して社会的課題を工学の立場から異分野協働で解決し社会実装できる実践力に富んだ技術系人材の育成を教育研究上の目的とする。

第4節 役員及び教職員等

(役員)

- 第15条** 本学の役員として、次の者を置く。

学 長
理 事
監 事

(教職員)

- 第16条** 本学の教職員として、次の者を置く。

教 授
准教授
講 師

助 教
 助 手
 教 頭
 教 諭
 養護教諭
 事務職員
 技術職員
 その他の職員

(副学長)

第 1 7 条 本学に、副学長を置くことができる。

(学部長)

第 1 8 条 学部、学部長を置く。

(副学部長)

第 1 8 条の 2 各学部に、副学部長を置くことができる。

(学科長)

第 1 9 条 学部の学科に、学科長を置くことができる。

(メジャー長)

第 1 9 条の 2 学科のメジャーに、メジャー長を置くことができる。

(副校長等)

第 1 9 条の 3 附属学校に副園長、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

第 5 節 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、全学運営
 会議及び教授会

(役員会)

第 2 0 条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会に関する事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第 2 1 条 学長候補者の選考及び学長の解任について審議するため、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関する事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 2 2 条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 2 3 条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置

く。

2 教育研究評議会に関する事項は、別に定める。

(全学運営会議)

第24条 大学・学部の計画及び運営に関する事項を協議するため、全学運営会議を置く。

2 全学運営会議に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第25条 各学部に、学部の教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年及び学期

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を4学期に分ける。

2 前項の各学期の期間は別に定める。

(年間の授業期間)

第28条 年間の授業期間は、原則として、35週とする。

(休業日)

第29条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 本学創立記念日 11月3日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

4 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し又は臨時に休業することがある。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第30条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第31条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、経済学部夜間主コースにおける在学年限は、10年とする。

第3節 入学

(入学期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第33条 入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第34条 入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出するものとする。ただし、風水害等特別の事情により、検定料の納付が困難な者に対しては、検定料を免除することがある。検定料の免除については、別に定める。

(入学許可)

第35条 入学志願者については、本学において入学試験を行い入学を許可する者を定める。

(入学手続)

第36条 入学試験に合格した者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出するものとする。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出ようとする

る者は、国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則により、所定の書類を提出しなければならない。

第4節 授業科目及び履修方法等

(教育プログラム及び授業科目)

第37条 本学に、各学部が定める「学士課程教育プログラム」を開設する。

2 前項に定めるもののほか、全学共通のプログラムとして「特別教育プログラム」を開設する。

3 前2項に定めるプログラムを構成する授業科目は、外国語科目、基盤科目、初年次科目及び専門科目に区分し、各学部及び教育機構（以下「学部等」という。）が自ら開設する。

4 前項に規定する授業科目の履修方法は、学部等の定めるところによる。
(授業の方法等)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第2項により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
(単位の修得)

第39条 授業科目の単位の修得については、学部等の定めるところによる。

2 授業科目を履修した場合は、その成績を審査し、合格した者に対しては、所定の単位を与える。

3 成績の審査、合格の基準、単位の算定等については、別に定める。
(履修科目の登録の上限)

第40条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本

学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、履修の取扱いに関する事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第42条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学修の取扱いに関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、単位等の認定の取扱いに関する事項は、別に定める。

(本学以外の既修得単位等の認定の限度)

第44条 第41条、第42条並びに前条第1項及び第2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第53条及び第55条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第45条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学部の長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第31条に定める在学年限を超えることはできない。

- 3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

（教員免許状授与の所要資格の取得）

第 4 6 条 教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 学部において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、各学部の定めるところによる。

第 5 節 卒業及び学位

（卒業）

第 4 7 条 本学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（早期卒業）

第 4 7 条の 2 学長は、本学に3年以上在学（学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第30条及び前条の規定にかかわらず、当該教授会の議を経て、卒業と認めることができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

（学位の授与）

第 4 8 条 前2条の規定により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

2 その他学位に関する事項は、国立大学法人埼玉大学学位規則の定めるところによる。

第 6 節 休学、留学、退学、転学、除籍、編入学、転学部及び再入学

（休学）

第 4 9 条 病気その他の事由で引続き3月以上修学できないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て、引続き1年以内に限り、休学することができる。なお、休学の通算期間は3年までとする。

3 休学の期間内においてその事由が止んだときは、学長に休学の解除を願い出ることができる。

4 休学期間は、在学年数に通算しない。

5 前各項に定めるもののほか、休学の取扱いに関する事項は、別に定める。

（留学）

第 5 0 条 外国の大学に留学を志望する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

2 留学した期間は、在学年数に通算する。

(退学及び転学)

第 5 1 条 退学又は他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 その他退学及び転学の取扱いに関する事項は、別に定める。

(除籍)

第 5 2 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 死亡した者又は行方不明の者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(4) 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除を許可された者であって、納付すべき入学料を指定の日までに納付しなかった者

(5) 入学料の徴収猶予を申請した者であって、指定された日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

2 その他除籍の取扱いに関する事項は、別に定める。

(編入学)

第 5 3 条 次の各号の一に該当する者で、編入学を願い出た者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

(1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 大学を卒業した者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 旧制高等学校、旧制専門学校又は旧制教員養成学校を卒業した者

(6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

(9) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

2 他の大学に在学する者で、本学に編入学を願い出る者はその大学の許可を要する。

3 前2項に定めるもののほか、編入学の取扱いに関する事項は、別に定める。

(転学部及び転学科等)

第 5 4 条 本学の学生で、他の学部又は学科等に転学部又は転学科等を志願する者があるときは、選考の上これを許可することがある。

2 前項の規定により、転学部又は転学科等を志願しようとするときは、現に在籍する学部の長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、転学部又は転学科等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(再入学)

第 5 5 条 退学し、又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 再入学の取扱いに関する事項は、別に定める。

第 7 節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 5 6 条 本学における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別科目等履修学生)

第 5 7 条 他の大学及び外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別科目等履修学生として入学を許可することがある。

2 特別科目等履修学生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第 5 8 条 本学において専門事項の研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 5 9 条 外国人で学生、科目等履修生又は研究生等（以下「外国人留学生」という。）を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 前項の学生は、定員外とする。

3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生、研究生及び特別科目等履修学生の授業料等の額)

第 6 0 条 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに特別科目等履修学生の授業料の額は、別に定める。

2 前項の授業料等の納付については、別に定める。

第 6 1 条 科目等履修生、研究生及び外国人留学生には、特に定めるもののほか、

本学の学生に関する規定を準用する。

第 8 節 授業料等

(授業料の納付)

第 6 2 条 授業料は、毎年、前期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）及び後期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の 2 期に分け、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。ただし、学生の申出により前期の授業料を納付するときに後期の授業料を併せて納付できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期の授業料については、入学を許可される者の申出により入学を許可されるときに納付できるものとする。

第 6 3 条 既納の検定料、入学料及び授業料は還付しない。ただし、次に掲げる場合は、検定料、入学料及び授業料の還付を行う。

- (1) 第 34 条の規定により検定料を納付し、本学が行う入学試験（出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に限る。）の第 1 段階目の選抜において不合格になった者が、第 2 段階目の選抜に係る額の返還を申し出たときは、これを還付する。
- (2) 第 34 条の規定により検定料を納付し、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格であることが判明した者が、検定料の返還を申し出たときは、納付された検定料のうち第 2 段階目の選抜に係る額と同額を還付する。
- (3) 第 34 条の規定により検定料を納付した際、志願者が風水害等特別な事情により検定料の免除を願い出、後日罹災証明書を提出した場合は、検定料相当額を還付することがある。検定料還付については別に定める。
- (4) 第 36 条の規定により入学料を納付した者が、入学料の全額又は一部を免除された場合は、当該免除相当額を還付する。
- (5) 前条の規定により授業料を納付した者が、授業料の全額又は一部を免除された場合は、当該免除相当額を還付する。
- (6) 前条第 1 項の規定により授業料を納付した者が、授業料の徴収時期中に休学を申し出、学長の許可を受けた場合には、納付した者の申出により当該許可を受けた休学期間の授業料相当額を還付する。
- (7) 前条第 1 項ただし書の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合（前号で定める場合を除く。）には、納付した者の申出により後期分授業料を還付する。
- (8) 前条第 2 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31

日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。

(授業料等の額)

第 6 4 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(免除及び徴収猶予)

第 6 5 条 経済的理由によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び風水害等特別の事情により、入学料の納付が困難な者に対しては、入学料の全額又は一部を免除し、若しくは徴収を猶予することがある。

2 経済的理由によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び風水害等特別の事情により、授業料の納付が困難な者に対しては、各期ごとに授業料の全額又は一部を免除し、若しくは徴収を猶予することがある。

3 前項に定めるもののほか、学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対して、授業料を免除することがある。

4 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予に関する事項は、別に定める。

第 9 節 賞罰

(表彰)

第 6 6 条 学生で学術、技芸その他において特に卓越した業績をあげた者があるときは、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 6 7 条 学生で本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

第 1 0 節 学生宿舎

(学生宿舎)

第 6 8 条 本学に、学生のために学生宿舎を設ける。

2 学生宿舎に関する事項は、別に定める。

第 1 1 節 公開講座

(公開講座)

第 6 9 条 本学は、広く社会に対し学習の機会を提供するとともに、地域における生涯学習の振興に資するため、公開講座を開設する。

第 3 章 補則

(委任規定)

第 7 0 条 この学則に定めるもののほか、本学の組織、管理及び運営の細目その他に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、国立大学法人埼玉大学成立前の埼玉大学は、国立大学法人埼玉大学が設置した国立大学となるものとする。
- 3 次の学科及び学部計並びに全学部合計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成16年度は、次表のとおりとする。

学 部	学 科 又 は 課 程	平成16年度収容定員
工 学 部	建 設 工 学 科	3 3 0
	計	1 , 7 7 0
合 計		6 , 5 8 0

附 則（平成16.9.30 16規則165）

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16.11.25 16規則182）

この学則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成16.12.16 16規則191）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17.10.27 17規則34）

この学則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則12）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 教育学部生涯学習課程及び人間発達科学課程は、改正後の学則第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該課程に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 次の学科又は課程及び学部計並びに全学部合計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年度、平成19年度及び平成20年度は、次表のとおりとする。

学 部	学 科 又 は 課 程	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	1,688	1,736	1,784
	生 涯 学 習 課 程	130	90	45
	人 間 発 達 科 学 課 程	90	60	30
	養 護 教 諭 養 成 課 程	22	44	71

	計	1,930	1,930	1,930
合	計	6,570	6,570	6,570

附 則（平成18. 6. 8 18規則109）

この学則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18.11. 9 18規則133）

この学則は、平成18年11月 9 日から施行する。

附 則（平成18.12.21 18規則135）

この学則は、平成19年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則13）

この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19.10.25 19規則78）

この学則は、平成19年11月 1 日から施行する。

附 則（平成20. 1.24 19規則87）

この学則は、平成20年 1 月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則94）

この学則は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則10）

1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

2 第3条第3項の別表2に定める収容定員は、工学部にあつては、平成20年度、平成21年度及び平成22年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
工 学 部	機 械 工 学 科	395	390	385
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 科	317	314	311
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	237	234	231
	応 用 化 学 科	273	266	259
	機 能 材 料 工 学 科	198	196	194
	建 設 工 学 科	315	310	305
	環 境 共 生 学 科	25	50	75
	計	1,760	1,760	1,760
合	計	6,570	6,570	6,570

附 則（平成20. 6.12 20規則49）

この学則は、平成20年 6 月12日から施行する。

附 則（平成20. 7. 1 20規則63）

この学則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、改正規定中国際開発教育研究センター及び共生社会教育研究センターに係る部分は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則78）

この学則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.11.13 20規則103）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20.12.26 20規則113）

この学則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則126）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則（第7条の改正規定を除く。）施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21. 7.23 21規則46）

この学則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成22. 2.18 21規則61）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3.29 22規則14）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.10.28 22規則50）

この規則は、平成22年10月28日から施行する。

附 則（平成23. 2.24 22規則90）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24. 3.29 23規則31）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 5.24 24規則1）

この学則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則（平成24.10.25 24規則39）

この学則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成26. 3.20 25規則33）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 国立大学法人埼玉大学テーマ教育プログラム履修細則（平成16年規則第194号）は廃止する。

附 則（平成26. 7. 24 26規則6）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の学則による。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27. 2. 19 26規則39）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則76）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 経済学部経済学科、経営学科及び社会環境設計学科は、改正後の学則第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 次の学科又は課程及び学部計並びに全学部合計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年度、平成28年度及び平成29年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
教 育 学 部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	1,784	1,736	1,688
	養 護 教 諭 養 成 課 程	96	94	92
	計	1,880	1,830	1,780
経 済 学 部	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	588	768	954
	夜 間 主 コ ー ス	75	70	65
	経 営 学 科			
	昼 間 コ ー ス	308	208	104
	夜 間 主 コ ー ス	60	40	20
	社 会 環 境 設 計 学 科			
	昼 間 コ ー ス	244	164	82
	夜 間 主 コ ー ス	30	20	10
	計	1,305	1,270	1,235
合 計		6,485	6,400	6,315

附 則（平成27. 4. 23 27規則 1）

この学則は、平成27年 4 月 23日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27.10.22 27規則27）

この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28. 2. 18 27規則49）

この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28. 3. 17 27規則65）

- 1 この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 3 項の別表 2 に定める収容定員は、教育学部養護教諭養成課程にあっては、平成28年度及び平成29年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員	
		平成28年度	平成29年度
教 育 学 部	養 護 教 諭 養 成 課 程	89	82
	計	1,825	1,770
合 計		6,395	6,305

附 則（平成30. 3. 15 29規則28）

- 1 この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 工学部機械工学科、電気電子システム工学科、情報システム工学科、応用化学科、機能材料工学科、建設工学科及び環境共生学科は、改正後の学則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、平成30年 3 月 31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 次の学科又は課程及び学部計の収容定員は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成30年度、平成31年度及び平成32年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
教 育 学 部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	1,590	1,540	1,490
	養 護 教 諭 養 成 課 程	80	80	80
	計	1,670	1,620	1,570
	機 械 工 学 ・ シ ス テ ム デ ザ イ ン 学 科	110	220	330
	電 気 電 子 物 理 工 学 科	110	220	330
	情 報 工 学 科	80	160	240

工 学 部	応 用 化 学 科	90	180	270
	環 境 社 会 デ ザ イ ン 学 科	100	200	300
	機 械 工 学 科	285	190	95
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 科	231	154	77
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	171	114	57
	応 用 化 学 科	189	126	63
	機 能 材 料 工 学 科	144	96	48
	建 設 工 学 科	225	150	75
	環 境 共 生 学 科	75	50	25
計		1,810	1,860	1,910
合 計		6,220	6,220	6,220

附 則（令和 2 . 3.27 元規則67）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 .11.26 2 規則22）

この学則は、令和 2 年11月26日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

学 部	学科又は課程	講 座 等
教養学部	教 養 学 科	国際関係論、国際開発論、社会学、フィールド科学、哲学、芸術論、歴史学、ヨーロッパ文化、アメリカ研究、日本文化、東アジア文化
経済学部	経 済 学 科	経済分析メジャー 国際ビジネスと社会発展メジャー 経営イノベーションメジャー 法と公共政策メジャー
教育学部	学校教育教員養成課程 養 護 教 諭 養 成 課 程	教育学、心理・教育実践学、言語文化、社会、自然科学、芸術、身体文化、生活創造、乳幼児教育、特別支援教育 学校保健学
理学部	数 学 学 科 物 理 学 学 科 基 礎 化 学 学 科 分 子 生 物 学 学 科 生 体 制 御 学 学 科	数理代数、大域幾何、数理解析 物性物理学、核物理学 合成化学、解析化学 生物分子、分子細胞 生体情報学、生体機能学、生体適応学
工学部	機械工学・システムデザイン学科 電気電子物理工学科 情報工学科 応用化学科 環境社会デザイン学科	

別表 2

学 部	学科又は課程	入学定員	3 年次編 入学定員	収 容 定 員
教 養 学 部	教 養 学 科 計	160人 160	30人 30	700人 700
経 済 学 部	経 済 学 科 昼 間 コ ー ス 夜 間 主 コ ー ス 計	280 15 295	10 10	1,140 60 1,200
教 育 学 部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程 養 護 教 諭 養 成 課 程 計	360 20 380		1,440 80 1,520
理 学 部	数 学 学 科 物 理 学 科 基 礎 化 学 科 分 子 生 物 学 科 生 体 制 御 学 科 計	40 40 50 40 40 210		160 160 200 160 160 840
工 学 部	機 械 工 学 ・ シ ス テ ム デ ザ イ ン 学 科 電 気 電 子 物 理 工 学 科 情 報 工 学 科 応 用 化 学 科 環 境 社 会 デ ザ イ ン 学 科 計	110 110 80 90 100 490		440 440 320 360 400 1,960
合	計	1,535	40	6,220

○国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第52号

改正	平成17. 2. 24	16規則197	平成19. 4. 1	19規則16
	平成20. 3. 1	19規則97	平成20. 4. 1	20規則18
	平成20. 6. 26	20規則53	平成20. 12. 26	20規則111
	平成21. 7. 23	21規則40	平成22. 2. 18	21規則63
	平成23. 1. 27	22規則62	平成23. 2. 24	22規則63
	平成25. 12. 19	25規則24	平成26. 5. 22	26規則2
	平成26. 7. 24	26規則7	平成28. 2. 18	27規則50
	令和2. 3. 26	元規則48		

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第39条第3項及び第40条の規定に基づく単位修得の認定については、この規則の定めるところによる。

(成績の審査)

第2条 単位修得の認定は、試験、論文、研究報告等による。

(単位の算定)

第3条 授業科目の単位は、45時間の学修をもって1単位と算定する。45時間の学修については、授業の方法、教育効果等を考慮して、事前準備学修、授業（講義、演習、実験、実習又は実技）での学修及び事後展開学修に時間を割り振ることとし、その割り振りは、次のとおりとする。

授業の方法	授業時間	事前準備・事後展開学修時間	計
講義及び演習	15時間	30時間	45時間
	30時間	15時間	
実験、実習 及び実技	30時間	15時間	
	45時間	0時間	

2 1 授業科目の単位の算定について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間をもって1単位とすることができる。

(合格の基準)

第4条 単位修得の評価は、グレードポイント（以下「G P」という。）により行い、1以上を合格とする。

2 G Pに対応する評語及び評価内容は、次のとおりとする。

G P	評 語	評価内容
4	S	到達目標を超え、特に秀でている
3	A	到達目標を超えている

2	B	到達目標に十分達している
1	C	到達目標に最低限達している
0	F	到達目標に達していない

- 3 前項の規定にかかわらず、G P については 3.5、2.5 又は 1.5 と評価することができる。この場合において、3.5 は A+、2.5 は B+、1.5 は C+ の評語を付記する。

(G P A の種類及び計算方法)

第 4 条の 2 平均成績の評価は、G P の平均値であるグレードポイントアベレージ(以下「G P A」という。)による。

- 2 G P A の種類は、学期 G P A、学年 G P A 及び積算 G P A とする。

- 3 学期 G P A とは、連続する 2 学期（第 1 学期及び第 2 学期又は第 3 学期及び第 4 学期を指す。以下同じ。）に履修登録した全ての授業科目の G P の平均を、学年 G P A とは、当該学年に履修登録した全ての授業科目の G P の平均を、積算 G P A とは、入学時以後に履修登録した全ての授業科目の G P の平均をいい、それぞれ次の計算式により算出し、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

(1) 学期 G P A の計算式

$$\text{学期 G P A} = \frac{\text{連続する 2 学期に(履修登録した授業科目の G P} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{連続する 2 学期に履修登録した単位数}}$$

(2) 学年 G P A の計算式

$$\text{学年 G P A} = \frac{\text{当該学年に(履修登録した授業科目の G P} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{当該学年に履修登録した単位数}}$$

(3) 積算 G P A の計算式

$$\text{積算 G P A} = \frac{\text{入学時以後に(履修登録した授業科目の G P} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{入学時以後に履修登録した単位数}}$$

- 4 認定科目は、G P A 算出の対象としない。

(G P A 算出基準日)

第 4 条の 3 G P A 算出基準日は、9 月 20 日及び 3 月 20 日とする。

(履修科目の登録)

第 5 条 学生は、定められた履修登録期間に、履修する授業科目を登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第 5 条の 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が履修科目として登録することがで

きる単位数の上限は、1年間に48単位、連続する2学期に24単位とする。ただし、各学部は、学期GPAが優秀でない者に対し、次の連続する2学期において、単位数の上限を下回る上限を設けることができる。

- 2 各学部は、学期GPAが優秀な者に対し、次の連続する2学期において、前項本文に定める上限を超えて、履修科目の登録を認めることができる。

(試験)

第6条 試験は、原則として学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時行うことがある。

- 2 試験の日割及び科目は、実施の1週間前に発表する。

第7条 病気その他やむを得ない事由により受験できないときは、診断書その他の証明書類を添付の上所属学部の長に追試験を願い出ることができる。

- 2 前項の願い出は、当該試験日までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由により願い出ることができない場合は、当該試験日後1週間以内に願い出ることができる。

- 3 第1項の願い出があった場合には、所属学部の長は、審査の上これを許可する。

第8条 再試験は行わない。

第9条 試験に不正行為のあった者は、その学期に係る全履修科目の単位を認定しない。

(単位の取消)

第10条 授業料未納により除籍された者が、授業料未納期間に修得した単位は、取り消す。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成17. 2. 24 16規則197)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則16)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則18）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 6. 26 20規則53）

この規則は、平成20年6月26日から施行する。ただし、改正後の第8条の規定は、平成21年度入学者から適用する。

附 則（平成20. 12. 26 20規則111）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者（以下この項において「編入学者等」という。）については、なお従前の例による。ただし、在学者及び編入学者等が平成24年4月1日以降に引き続き在学する場合は、改正後の規定を適用する。

附 則（平成21. 7. 23 21規則40）

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成22. 2. 18 21規則63）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 1. 27 22規則62）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 2. 24 22規則63）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25. 12. 19 25規則24）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 5. 22 26規則2）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規則による。
- 2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26. 7. 24 26規則7）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規則による。
- 2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 2. 18 27規則50）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則48）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する細則

平成26年11月27日
規則第20号

改正 平成28. 2. 18 27規則51

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、単位修得の認定に係る成績評価等に関し、必要な事項を定める。

(授業科目の成績評価等)

第2条 授業科目の成績評価は、授業科目に設定された到達目標の到達度をもって行う。

2 前項に規定する到達目標は、規則第4条に規定するグレードポイント（以下「G P」という。）を認定するため明確なものとし、シラバスにより学生に明示する。

3 第1項に規定する成績評価を厳格に行うため、ループリックその他の到達度を示す明確な評価基準及びレポート・試験等の評価方法、その他必要な事項を定め、授業開始時まで、シラバス、WebClass又は初回授業資料等により学生に明示する。

(認定科目の成績評価等)

第3条 以下の授業科目を認定科目とし、成績評価は行わない。

(1) 介護体験実地

(2) 検定試験により認定した授業科目

(3) 他大学で修得した授業科目の単位を本学の卒業要件として認めた授業科目

2 インターンシップ並びに再入学、転学部及び転学科以前に本学で修得した授業科目の成績評価の取扱いについては、各学部において別に定める。

(G P Aの取扱い)

第4条 規則第4条の2に規定するG Pの平均値であるグレードポイントアベレージ（以下「G P A」という。）の計算に当たっては、次により取り扱う。

(1) 1年間を通じて開講される授業科目（以下「通年科目」という。）

通年科目は、第4学期の授業科目として扱う。

(2) 積算G P A

「入学時以後に履修登録した授業科目」から卒業要件とならない授業科目を除くことができる。

2 前項第2号の除外対象となる授業科目については、各学部において別に定める。

(再履修等)

第5条 G Pが、0（不合格）となった授業科目は、再履修を認める。

2 GPが、1、1.5、2又は2.5となった授業科目は、各学部の定めるところにより1回に限り再履修を認めることができる。

3 前項の再履修の結果、初回履修より上位又は同位の成績評価となった場合は、各学部の定めるところにより初回履修の成績評価は取り消し、初回履修より下位の成績評価となった場合は再履修の成績を取り消すことができる。

（履修登録上限の対象授業科目等）

第6条 履修登録上限の対象となる授業科目は、原則として連続する2学期（第1学期及び第2学期又は第3学期及び第4学期を指す。以下同じ。）中に開講される卒業要件となる授業科目とする。ただし、集中講義期間に開講される授業科目については、履修登録上限の対象としない。

2 通年科目は、当該授業科目の単位を2分し、それぞれ連続する2学期の履修登録上限の単位に含める。

3 再履修授業科目については、履修登録上限の対象とする。

4 その他履修登録上限に関し必要な事項については、各学部において定める。

（履修登録の取り消し）

第7条 授業科目の履修登録は、取り消し期間に取り消すことができる。

2 取り消し期間に取り消さなかった履修登録授業科目は、すべて成績評価される。

3 取り消し期間は、履修登録期間終了後2週間とする。

（登録者名簿）

第8条 各授業科目担当教員は、取り消し期間終了後、履修登録者名簿を教員ポータルからダウンロードする。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 成績評価等の取扱いに関する申合せ（平成20年12月18日制定）は廃止する。

3 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 2. 18 27規則51）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

Ⅱ 国立大学法人埼玉大学工学部規程

(趣旨)

第1条 埼玉大学工学部（以下「工学部」という。）に関する事項は、国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）及び国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則（以下「単位修得の認定に関する規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学科)

第2条 工学部に以下の学科を置く。

- (1) 機械工学・システムデザイン学科
- (2) 電気電子物理工学科
- (3) 情報工学科
- (4) 応用化学科
- (5) 環境社会デザイン学科

(教育研究上の目的)

第3条 工学部においては、持続可能社会の実現・革新的技術の創生への強い意欲、高い職業倫理観を有し、工学に関する基礎知識、専門分野に関する基礎・専門知識に加えて、人文・社会に係る基盤的素養、理工系全体を俯瞰する視点、地域から日本・世界に跨る多角的視点を備え、それらを総合して社会的課題を工学の立場から異分野協働で解決し社会実装できる実践力に富んだ技術系人材の育成を教育研究上の目的とする。

2 工学部各学科の教育研究上の目的は、以下のとおりである。

- (1) 機械工学・システムデザイン学科では、機械工学の中核である「材料と機械の力学」、「エネルギーと流れ」、「情報と制御」、「設計と生産」の分野を基軸とした教育及び研究活動を行い、機械工学に関する基礎的及び専門的知識を修得した人材を育成することを目的とする。さらに、機械システムをデザインする能力、コミュニケーション能力及び一般社会との関わりについて理解する能力を有し、機械工学技術者の立場から社会の発展に対して責任ある対応をとることのできる人材を育成することを目的とする。
- (2) 電気電子物理工学科は、コンピュータ・超LSI・光ファイバ等のハードウェア、それらを有機的に結び付ける情報通信およびソフトウェア、メカトロニクス等の他の高度技術との結合に関する知識・技術、光・ナノテクノロジーに基づく新材料・デバイス創出に関する知識・技術を身につけさせる。また、成果を産業化に結びつけるための知識・能力を修得した人材を育成することを目的とする。
- (3) 情報工学科は、計算機科学、プログラミング等の情報系基礎、データベース・知識処

理、デジタル信号処理、知的センシング、情報通信ネットワーク、イメージサイエンス、機械学習、データサイエンス、AI/ビッグデータ等の最新の情報通信技術に関する知識・能力、また、それらを応用・発展・総合する能力を修得した人材を育成することを目的とする。

(4) 応用化学科は、物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、プロセス工学等の化学系コア科目群の修得とともに、多様な社会ニーズに化学的視点から応えるための材料化学、高分子化学、生命化学、環境化学等の専門科目を身に付け、化学的成果を産業化に結びつけるための知識・能力を修得した人材を育成することを目的とする。

(5) 環境社会デザイン学科は、建設・環境系技術者にとって必須の理工系基礎科目、環境問題をはじめとする現代的課題に直結した基盤的素養科目、社会・地域の視点に立った実践的科目を修得させ、建設・環境系技術者としての基礎を身に付けさせるとともに、「地盤・地圏」、「構造・材料」、「地震・防災」、「水理・環境」、「交通・計画」を中核とする学科専門科目、および、社会基盤整備のための一連のプロセスを包括的に理解させるための環境社会デザイン関連科目を修得した人材を育成することを目的とする。

(卒業要件)

第4条 学生は、外国語科目8単位、基盤科目10単位及び専門科目106単位合わせて124単位を修得しなくてはならない。

(外国語科目)

第5条 外国語科目は別表1のとおりとする。

2 1年次に英語Ⅰを4単位、2年次に英語Ⅱを4単位、合計8単位を修得するものとする。

3 1年次に英語Ⅱを履修することはできない。ただし、2年次以上の学生については、英語Ⅰと英語Ⅱを同時に履修することができる。

(基盤科目)

第6条 基盤科目は、別表2の人文学科目群から4単位、社会科学科目群から4単位及び学際領域科目群又はA L科目群から2単位、合計10単位を修得しなければならない。ただし、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、自然科学科目群から2単位を修得した場合にあっては、当該単位を人文学科目群又は社会科学科目群から修得すべき単位数のいずれかに含めることができる。

(専門科目)

第7条 専門科目は、各学科、別表3に従い、106単位を修得しなければならない。ただし、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

(成績評価基準の明示等)

第8条 授業の方法、内容及び計画並びに学修の成果に係る評価の基準は、あらかじめシラバスに明示するものとする。

2 卒業の認定の基準は、あらかじめ履修案内に明示するものとする。

3 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、第1項及び第2項の基準にしたがって適切に行う。

(単位の算定)

第9条 授業科目の単位は、単位修得の認定に関する規則第3条に基づき、授業の事前準備学習及び事後展開学習を含め45時間の学修をもって1単位とし、授業の方法、教育効果等を考慮して授業科目ごとに算定する。

(履修登録)

第10条 学生は履修案内、シラバス及び時間割表で履修条件等を確認し、履修登録期間に履修登録をしなければならない。

2 前項の手続を経ない授業科目は、履修し、及び試験を受けることができない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

(授業科目の履修登録の上限)

第11条 学生が連続する2学期(第1学期及び第2学期又は第3学期及び第4学期を指す。)に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、24単位とする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第1項に定める上限を超えて履修登録できるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、授業科目の履修登録の上限については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 学則第43条の規定に基づき入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、別に定める書類により所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定に基づき願い出があった場合は、当該事項を担当する委員会等の審査を経て学部長が認定し、卒業に必要な単位とする。

3 前項の規定により認定できる単位数は、学則第44条の規定に基づき認定する単位と合わせて60単位までとする。

(編入学生の入学前の既修得単位等の認定)

第13条 編入学生の入学前の既修得単位等の認定は、別に定める。

(放送大学にて開講される科目の単位の認定)

第14条 国立大学法人埼玉大学における「放送大学との単位互換」に関する規則に基づき、放送大学授業科目の修得単位を卒業要件単位に含めることを希望する者は、別に定める書類により、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2 卒業に要する基盤科目の単位数のうち、4単位を前項の規定に基づき卒業要件単位に含めることができる。

(教育職員免許状)

第15条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 工学部においては、次の教員免許状の種類及び教科の申請要件を満たすことができる。

学 科	免許状の種類（教科）
応用化学科	中学校教諭 1 種免許状（理科）
	高等学校教諭 1 種免許状（理科）

（雑則）

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、工学部共通履修指導要項及び学科別履修指導要項による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 編入学者及び再入学者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表 1

A 群 外国語科目
英語スキル教育科目群

授業科目群	授業科目名	単位
英語 I	<u>英語 I (General English Skills 1a)</u>	1 単位
	<u>英語 I (General English Skills 1b)</u>	
	英語 I (General English Skills 1c)	
	英語 I (General English Skills 1d)	
	<u>英語 I (Academic Communication Skills 1a)</u>	
	<u>英語 I (Academic Communication Skills 1b)</u>	
	<u>英語 I (Academic Essay Writing 1a)</u>	
	<u>英語 I (Academic Essay Writing 1b)</u>	
	<u>英語 I (English for Specific Purposes 1a)</u>	
	<u>英語 I (English for Specific Purposes 1b)</u>	
	<u>英語 I (Basic English 1a)</u>	
	<u>英語 I (Basic English 1b)</u>	
英語 II	英語 II (Academic English Skills 2a)	1 単位
	英語 II (Academic English Skills 2b)	
	英語 II (Academic English Skills 2c)	
	英語 II (Academic English Skills 2d)	
	英語 II (Academic Communication Skills 2a)	
	英語 II (Academic Communication Skills 2b)	
	英語 II (Academic Essay Writing 2a)	
	英語 II (Academic Essay Writing 2b)	
	英語 II (English for Specific Purposes 2a)	
	英語 II (English for Specific Purposes 2b)	
	英語 II (Basic English 2a)	
	英語 II (Basic English 2b)	

別表 2

B 群 基盤科目
B 1 群 人文学科目群

授業科目名	単位
哲学概説	2 単位
宗教学概説	
論理学概説	
表象論概説	
美学概説	
芸術概説	
考古学概説	
日本史概説	

東洋史概説	35 2 単位
西洋史概説	
文化人類学概説	
言語学概説	
日本文学・文化概説	
アジア文学・文化概説	
欧米文学・文化概説	
ことばと文化	
身体・スポーツ文化論入門	

B 2 群 社会科学科目群

授業科目名	単位
政治学概説	2 単位
国際関係論概説	
開発協力概論	
開発と援助の潮流	
法学概説	
<u>市民と憲法</u>	
経済学概説	
経営学概説	
会計学概説	
地理学概説	
社会学概説	
心理学入門	
現代教育論	
現代発達科学入門	
教育臨床学入門	
統計学入門	

B 3 群 自然科学科目群

授業科目名	単位
科学で探る地球	2 単位
工学と社会（機械工学系）※ ¹	
工学と社会（電気電子物理工学系）※ ²	
工学と社会（情報系）※ ³	
工学と社会（応用化学系）※ ⁴	

工学と社会（環境社会デザイン系）※ ⁵	36 2 単位
生活と技術	
精神保健学	
健康科学	

※¹ 機械工学・システムデザイン学科、電気電子物理工学科、応用化学科は除く

※² 電気電子物理工学科は除く

※³ 情報工学科は除く

※⁴ 応用化学科は除く

※⁵ 環境社会デザイン学科は除く

B 4 群 学際領域科目群

授業科目名	単位
地域創生を考える a	1 単位
地域創生を考える b	
プログラミング入門	
ジェンダー論入門	2 単位
ダイバーシティ論入門	
農学入門	
開発援助における環境	
パーソナルファイナンス論	
知的財産概説	
「戦争の記憶・平和の思想」と出会う	
N G O と出会う	
科学技術と出会う	
S D G s と出会う	
有機農業と自然と社会 I	
有機農業と自然と社会 II	
地域金融×地域創生入門	
消費者教育講座	2 単位

B 5 群 A L 科目群

授業科目名	単位
A L 1	1 単位
A L 2	2 単位

Ⅲ 工学部共通履修指導要項

「工学部共通履修指導要項」は、工学部の各学科に共通する履修上の指導要項をまとめたものである。また、これとは別に各学科の履修に関する指導要項をまとめた「Ⅳ学科別履修指導要項」があるので履修にあたっては、これらの内容を十分に理解する必要がある。

なお、この2つの履修指導要項、並びに前掲の「工学部規程」は、入学年度により異なるので必ず入学年度のものを使用しなければならない。

外国語科目・基盤科目の履修にあたっての留意事項は、次のとおりである。

また、以下、工学部規程に記載されている「学期」と同じ意味で「ターム」を使用し、「連続する2ターム」とは、「第1ターム及び第2ターム」又は「第3ターム及び第4ターム」を指すこととする。

1. 卒業要件

卒業に必要な単位は外国語（英語）8単位、基盤科目10単位及び専門科目106単位合わせて124単位を修得しなければならない。

専門科目の卒業に必要な単位修得等の要件は、別表3、「Ⅳ 学科別履修指導要項」を参照のこと。

外国語科目	英語Ⅰ	4単位
	英語Ⅱ	4単位
外国語科目 計		8単位
基盤科目	人文学科目群	4単位 ※1
	社会科学科目群	4単位 ※1
	学際領域科目群・AL科目群	2単位
	自然科学科目群 ※1 自然科学科目群から2単位を修得した場合は、当該単位を人文学科目群又は社会科学科目群から修得すべき単位数のいずれかに含めることができる。	
基盤科目（工学部基盤科目も含む） 計		10単位
専門科目	各学科の別表・指導要領を参照	106単位
合 計		124単位

2. 外国語科目の履修

- (1) 1年次に英語Ⅰを4単位、2年次に英語Ⅱを4単位、合計8単位を修得するものとする。
- (2) 1年次に英語Ⅱを履修することはできないが、2年次以上の学生については英語Ⅰと英語Ⅱを同時履修することができる。
- (3) 外国人留学生については、卒業要件単位とはならないが日本語を履修することは可能である。

3. 基盤科目の履修

基盤科目は、人文学科目群 4 単位、社会科学科目群 4 単位、学際領域科目群・A L 科目群から 2 単位を含めて 10 単位修得しなければならない。なお、自然科学科目群から 2 単位を修得した場合にあつては、当該単位を人文学科目群又は社会科学科目群から修得すべき単位数のいずれかに含めることができる。

基盤科目のうち人文学・社会科学・学際領域・A L 科目群は抽選を行う。履修登録日程にしたがって必ず Web 履修登録をすること。抽選の結果は、各自の学生ポータル履修登録に当該授業の登録があれば当選、登録がなければ落選となる。履修登録をしないと抽選対象とならないので抽選の有無にかかわらず、履修希望がある科目は必ず上記登録を行うこと。

4. 専門科目の履修

工学部の専門科目は D 群で表記され、「D 1 群：理工系基礎教育科目群」、「D 2 群：工学部教養科目群」、「D 3 群：学科専門基礎科目群」、「D 4 群：学科専門科目群」、「D 5 群：学際専門科目群」、「D 6 群：イノベーション科目群」に区別されている。

D 1 群（理工系基礎教育科目群）は、数学、物理、化学、生物および共通科目からなり、理学部・工学部に所属する学生全員を対象に開講する科目群である。科学技術に科せられた課題が多様化・学際化している昨今、将来を担う理工系人材は、自らの専門分野を深堀するとともに、周辺分野にも目を広げ、多様な考え方を理解しておくことが大切である。器を大きく広げ、異分野への理解・共感を深めるとともに、各自の専門分野で自らが進むべき道を見定める際に役立てて欲しい。教育内容は理学部・工学部所属の関連教員の合議の上で定められている。専門分野との関連度にも配慮されており、理学部・工学部の学生全員が学ぶコアの部分とともに、専門分野に応じて、高学年で学ぶ専門性の高い授業科目を理解する上で必須になる基礎も深く学べるように設計されている。

以下、数学、物理、化学および生物科目群の教育方針について簡潔に説明するが、科目名や必修／選択の区分などは、学科によって異なることがある。

理工系基礎教育科目群（数学）は、自然科学をはじめとする科学の基礎となる学問である。理工系基礎教育科目としては、数学に関する科目を 4 つの内容に分けて開講する。いずれも、理学部と工学部の学生にとって、共通に身に着けるべき素養である。その中でも特に重要なのは、多くの自然現象の記述に不可欠な「微分積分学」と、1 次式の関与する数理を組織的に論じる「線形代数」である。さらに、この 2 つの分野に加えて、電磁気学や流体力学などの基礎となる「ベクトル解析」と、不確実な現象の記述や、データからの推測を扱う「確率・統計」とを、統一的なシラバスのもとに開講する。

理工系基礎教育科目群（物理）は、「力学基礎」「電磁気学基礎」を開講する。自然界で起こる様々な物体の運動や電気・磁気的な現象には「物理法則」に基づいた原因と理由があり、例えば、惑星の運動はそれを支配する力学を用いて、過去も未来も正確にトレースでき、電磁場中での陽子の振る舞いもそれに働く相互作用から精密に説明することができる。物理法則を礎にして、数学力を携えて、決して曖昧な言葉で自然現象を語ることなくきちんと物理的に説明できる、そのような知識と考察力を身につけてもらいたい。ここで学ぶ物理学は主として古典物理学の領域だが、決して「古い」のではなく、そこで学ぶ「確固」たる法則の理解とその適用・論理的展開は、理工系人材と

しての皆さんが学ぶべき理学の基礎として意義深いものと確信している。

理工系基礎教育科目群（化学）では、理工系学生の基礎的な素養として、物質を構成する原子、分子、イオンなどの性質に基づいた化学的な視点から物質の性質や振る舞いを理解することができるように、物理化学および無機化学の基礎を主たる内容とした「化学基礎」を学ぶ。特に化学あるいは化学に関連する分野を専門とする学生、すなわち化学に関して幅広い知識と深い理解が必要な学生は、専門科目を学ぶための基礎を身につけるために、「物理化学」、「無機化学」および「有機化学」の基礎をそれぞれ独立した科目として学ぶ。

理工系基礎教育科目群（生物）は、生命現象を理解する学問である。さまざまな生命現象を分子レベルから細胞、個体レベルまで幅広く学び、生命科学やバイオテクノロジーに関する基礎的知識を修得する。理工系基礎教育科目として、生物学を専門としない学生向けに「生物学基礎」を必修科目として開講する。生物学を専門とする学生には「基礎生化学」、「基礎分子生物学」、「基礎細胞生物学」、「基礎生体適応学」、「基礎生体機能学」「基礎生体情報制御学」、「基礎生命工学」の7科目を開講する。また、これらの7科目はすべて開放型の授業であり、生物学を専門としない学生も受講することができる。

D2群（工学部教養科目群）は、工学部学生としての基礎的素養を養う初年次教育科目に加えて、情報リテラシー、技術者倫理、工学に解決が期待されている現代社会の課題などに関する基礎的知識を修得させるための科目である。

D3群（学科専門基礎科目群）は、D1群（理工系基礎教育科目群）以外の数学、物理学、化学、生物、情報系科目など、学科専門科目を履修する際に必要となる基礎的な科目である。

D4群（学科専門科目群）は、それぞれの学科の専門分野の基礎的内容から応用的内容までの科目で構成され、専門分野の知識とそれを応用する能力を得るための科目である。

D5群（学際専門科目群）は、専門分野に関係する他の工学分野や境界領域の幅広い知識を得るための科目であり、他学科で開講されている科目である。なお、学際専門科目については、開講学科の科目の編成上閉講となることがあるので、履修について注意が必要である。

D6群（イノベーション科目群）は、多様な人材を束ねることができる強いリーダーシップと高い専門性を兼ね備えた工学系人材の育成を目指して、社会的課題に対する科学的分析・理解、それに基づく工学的課題の設計・デザイン、課題解決に向けた種々の技術の統合・システム化による社会実装などに対する実践力を修得させるための科目である。

D1群（理工系基礎教育科目群）、D2群（工学部教養科目群）、D3群（学科専門基礎科目群）、D4群（学科専門科目群）、D5群（学際専門科目群）及びD6群（イノベーション科目群）の個々の科目は、必修科目、指定選択科目及び選択科目に分かれ、同じ科目名であっても学科によって取り扱いが異なるので注意が必要である。

5. 履修に係る注意事項

外国語科目・基盤科目・専門科目を履修するにあたっては、学部・学科別によるクラス指定または人数制限を設定している科目があるので、Web上で「電子シラバス」を参照すること。また、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

6. 大学院科目の履修について

大学院理工学研究科博士前期課程の科目を履修することができる。修得した単位は学部卒業要件には含まれないが、大学院理工学研究科博士前期課程に進学した際に所定の手続きを取ることでより修了に必要な単位として認定される。詳細は別途周知する。

7. 成績評価

成績評価は、「国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則」が定める単位修得状況による評価及び「G P A」の数値による評価をもって総合的に行う。

(1) 単位修得の評価

- ① 単位修得の評価は、グレードポイント（以下「G P」という。）で表し、1以上を合格とする。
- ② G Pに対応する評語及び評価内容は次のとおりとする。

G P	評 語	評価内容
4	S	到達目標を超え、特に秀でている
3	A	到達目標を超えている
2	B	到達目標に十分達している
1	C	到達目標に最低限達している
0	F	到達目標に達していない

前項にかかわらず、G Pについては3.5、2.5又は1.5と評価することがある。この場合において、3.5はA+、2.5はB+、1.5はC+の評語を付記する。

(2) G P A

グレードポイントアベレージ（以下「G P A」という。）は、ある期間に履修登録した各科目のG Pに当該科目の単位数を掛けた数値の総和を総履修登録単位数で除し小数点以下第3位を四捨五入した数字である。G P Aは、次の二種を算定する。すなわち、連続する2ターム毎の履修科目を対象とし算出するG P Aを「学期G P A」、入学後通算の全履修科目を対象とし算出するG P Aを「積算G P A」といい、それぞれ次の計算式で算出する。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録した科目の単位数の総和}}$$

(3) G P、G P Aの適用科目

G P及びG P Aの適用科目は、卒業要件に含まれる科目とする。ただし、編入学等における認定科目、インターンシップ科目、及びTOEICにより認定された英語の単位については、素点による評価を行わない認定科目のためG Pを算出せずG P Aの対象外とする。

(4) 再履修科目の取扱い

不合格と評価された科目を再履修して評価（G P）が確定した場合、当該科目に関わるG Pのうち、最高値を当該科目のG Pとして再設定し、それ以外の履修履歴は積算G P Aの算定に含めない。

なお、既に履修して合格と判定され、評価（G P）が確定している科目の再履修については、工学部では認めない。

(5) 成績証明書への記載

成績証明書には、入学後に履修した全科目のG P、入学時からの積算G P A及び学科毎の同一年度入学者中の積算G P Aによる席次を記載する。

8. 履修上の留意事項

(1) 履修登録単位数の上限

工学部では、連続する2ターム毎に履修登録できる単位数の上限(C a p 制)を原則として24単位と定めている。C a p 制は、履修科目の予習・復習に必要な時間(1時間の授業には1時間の予習と1時間の復習)を確保するためのものである。

なお、履修登録単位数の算定方法と成績優秀者に対する特典は、次のとおりである。

- ① 上限の履修登録単位数には、集中講義による科目、インターンシップの科目及び教員免許取得に関する教職専門科目の単位は含めない。
- ② 通年科目の場合、その単位数の1/2ずつを第1ターム及び第2ターム、第3ターム及び第4タームの履修登録単位数にそれぞれ加算する。
- ③ 成績優秀者は、次の履修登録期間に履修登録単位数を4単位増加し、28単位まで登録できるものとする。

ただし、成績優秀者がその基準を満たさなくなった場合には、次の履修登録期間から履修登録単位数を4単位減らして24単位までとする。

- ④ 前項の「成績優秀者」は、当該連続する2タームに22単位以上修得し、学期G P Aが3.0以上である者をいう。

(2) D1群(理工系基礎教育科目群)、D2群(工学部教養科目群)の条件について

D1群(理工系基礎教育科目群)、D2群(工学部教養科目群)の履修は、指定クラスまたは所属学科の科目を履修する。ただし、再履修あるいは所属学科が指定している開講時期を過ぎた場合には、所属学科が認めた場合に限り指定クラス以外または他学科の科目を履修することができる。この場合、受講生が多い場合または人数制限により受講できないことがあるので注意が必要である。

なお、指定クラス以外または他学科の科目を履修する場合には、学生自身ではW e b履修登録が出来ないので、講義担当教員の了承を得たのち、工学部係へ申し出ること。

(3) 他学科及び理学部の専門科目の履修

工学部の他学科及び理学部で開講されている専門科目を履修し修得した単位は、機械工学・システムデザイン学科を除き、卒業に必要な専門科目の単位として認定する。ただし、認定できる科目及び単位数は学科毎に規定されているので注意が必要である。

(4) 既修得単位等の認定について

次に掲げる単位認定を受けようとする者は、所定の期日までに学部長に認定申請を行わなければならない。

① 入学前の既修得単位の単位認定

本学に入学する以前に大学、短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとして認定を受けることができる。

- ② 在学中にT O E I Cにより、所定の点数を得た者は、その点数に基づき外国語科目「英語Ⅰ・Ⅱ」の単位として認定を受けることができる。

(5) 編入学生における既修得単位の単位認定

3年次に編入学が認められた者は、本学に入学する以前に大学、短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を既修得単位として認定を受けることができる。（「Ⅸ 編入学・早期卒業について」を参照。）

この単位認定を受けようとする者は、所定の期日（原則として、入学する前の年度の3月末）までに学部長に認定申請を行わなければならない。

9. 保証人への成績開示及び成績不振者への修学指導

(1) 保証人への成績開示

工学部に在籍している学生の連続する2ターム毎の成績を年に2回本人及び保証人の承諾の上、保証人へ開示する。

(2) 成績不振学生への修学指導

3年次第2タームまでの連続する2タームにおいて、修得単位が12単位未満、または学期GPAが1.0未満の場合を「成績不振の状態」とし、次に該当する学生は修学指導を受けるものとする。

① 4月及び10月から4ターム連続して成績不振の状態が続いた学生は、所属学科教員との個人面談による修学指導を受ける。

② 4月及び10月から6ターム連続して成績不振の状態が続いた学生は、保証人を変え、所属学科教員との個人面談による修学指導を受ける。

なお、上記に該当しない場合においても所属学科教員が必要と認めた学生は、適宜修学指導を受けるものとする。

10. 早期卒業

早期卒業については、「国立大学法人埼玉大学工学部における早期卒業に関する規程」の定めるところによる。

11. 短期留学推進制度

協定校へ学生の派遣を行う短期留学推進制度がある。応募資格、対象となる派遣先大学、申し込み時期等詳しいことは、国際室で確認すること。

留学中の授業料は本学に納入し派遣先大学の授業料、入学料等は免除される。

また、留学期間は本学での在学期間に算入でき、派遣先大学で修得した単位は願い出により教授会の議を経て学部長が認定し、卒業に必要な単位とすることができる。

12. 試験の答案用紙、レポート等の保存と利用

授業において課した小テスト、中間試験、期末試験等の答案用紙及びレポート（またはその複写物）は学内に5年間保存される。なお、学科カリキュラムのJABEE審査、学外機関による評価等のために、保存した試験等の答案用紙、レポートが資料として利用される場合には、学生の個人名は伏して利用される。

VIII 各種の資格

◆技術士(技術士法)

日本技術者教育認定機構(J A B E E)の認定を受けた教育プログラムの課程を修了した学生は、技術士の第一次試験が免除され、かつ、(社)日本技術士会に登録した者は技術士補になる。さらに、指導技術者の下での実務経験4年以上で、第二次試験(技術士になるための試験)を受けることができる。

◆安全管理者(労働安全衛生規則)

卒業後2年以上産業安全の実務経験がある者は、安全管理者選任時研修を受けることにより、法に指定された職場の安全管理者に就任できる。

◆自動車整備士(自動車整備士技能検定規則)

機械工学・システムデザイン学科を卒業し、6ヶ月の実務経験があれば3級の受験資格が得られる。

◆測量士(測量法)

環境社会デザイン学科の学生は、必要な単位(測量学ならびに測量学実習)を修得し卒業すると、測量士補となる資格が得られる。さらに、願出により測量士補の登録を受けた後、測量法上の測量実務を1年以上経ることで、測量士の資格が得られる。

◆電気主任技術者(電気事業法)

自家用工作物、例えば発電所、工場の電気整備等の運用を行うために必要な資格が経済産業省により定められている。電気電子物理工学科の学生は、在学中にIV学科別履修指導要項 電気電子物理工学科別表2に示す科目を修得し卒業後所定の実務経験(一種:5年、二種:3年、三種:1年)の後、資格を申請することができる。

(注意) 1. 電気主任技術者用の単位修得証明書は、工学部係で発行する。

2. 通常の単位修得証明書と様式が異なるので、申し込みの際必ず「電気主任技術者用単位修得証明書」と申し出る。

(問い合わせ先) 関東経済産業局関東東北産業保安監督部電力安全課

☎048-600-0385

◆無線従事者(電波法)

電気電子物理工学科において、無線通信に関する科目を履修して卒業した者は免許申請により、第一級陸上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士および第三級海上特殊無線技士の資格を取得することができる。詳細は、IV学科別履修指導要項 電気電子物理工学科「7. 無線従事者資格について」を参照のこと。

◆電気通信主任技術者(電気通信事業法)

電気電子物理工学科において必要な科目を履修した者は、資格試験科目の一部が免除される。詳細は、IV学科別履修指導要項 電気電子物理工学科「8. 電気通信主任技術者の資格取得について」を参照のこと。

◆危険物取扱者(甲種)(消防法)

本学部で開設する、化学に関する科目の単位を 15 単位以上修得した者は、「単位修得証明書」を提出することにより、危険物取扱者試験を受験することができる。

なお、応用化学科の卒業生は、「卒業証明書」を提出することにより、危険物取扱者試験を受験することができる。

◆毒物劇物取扱責任者

応用化学科を卒業すれば無試験で資格を取得できる。

◆一級建築士/二級・木造建築士(建築士法)

環境社会デザイン学科の学生で、別途定められた「指定科目」を必要単位数以上修得して卒業した者は、一級建築士/二級・木造建築士の受験資格を得ることができる。合格者は所定の建築実務経験を経た後、一級建築士/二級・木造建築士の免許を受けることができる(改正建築士法, 令和 2 年 3 月施行)。詳しくは、(公財)建築技術教育普及センターのホームページで確認すること。

(注意) 1. 建築士試験用の単位修得証明書は、工学部係で発行する。

2. 通常の単位修得証明書と様式が異なるので、申し込みの際必ず「建築士試験用単位修得証明書」と申し出る。

◆教育職員免許状(教育職員免許法)

応用化学科の学生で、別途定められた条件を満たせば、中学校教諭 1 種免許状(理科)、高等学校教諭 1 種免許状(理科)を取得することができる。詳細は、IV 学科別履修指導要項 応用化学科「7. 教育職員免許状の取得について」参照のこと。

応 用 化 学 科

1. 教育目的

応用化学科では、物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、プロセス工学等の化学の基盤となる科目群に加え、材料化学、高分子化学、生命化学、環境化学等の多様な応用化学系の専門科目を教授する。化学分野全体を網羅する高度な知識と技術の修得により、次世代の様々な社会ニーズに化学的視点から応え、高機能物質・材料・医薬品等の創製と、先進的な化学技術の開発に貢献できる人材の育成を目的とする。

2. 教育目標

(A) 国際的な視野と社会性および豊かな人間性を備え、環境に調和した化学とその関連分野の技術を修得した技術者・研究者を養成する。

主に外国語科目、基盤科目、工学部教養科目群 (D2)、イノベーション科目群 (D6) で涵養する。

(B) 自主的かつ継続的な学習・研究能力を備えた化学技術者を養成する。

すべての専門科目群で涵養する。

(C) 数学・自然科学および工学基礎知識を備えた化学技術者を養成する。

主に理工系基礎教育科目群 (D1)、学科専門基礎科目群 (D3) および学際専門科目群 (D5) で涵養する。

(D) 実験・研究を通して、問題発見・解決能力とデザイン能力とを備えた化学技術者および研究者を養成する。

主に学科専門科目群 (D4) の「応用化学実験Ⅰ～Ⅳ」、「卒業研究Ⅰ」で涵養する。

(E) 化学的成果を産業化に結びつけるための専門知識と能力を有し、問題を的確に把握し、有用な研究成果を導く能力を備えた化学技術者および研究者を養成する。

すべての科目、特に D4 群および D6 群の「卒業研究Ⅰ」、「インターンシップ」で涵養する。

3. 履修上の注意

本学の授業科目は、外国語科目、基盤科目および各学部の専門科目に大別される。工学部応用化学科の専門科目は、さらに、「理工系基礎教育科目」(D1) 群、「工学部教養科目」(D2) 群、「学科専門基礎科目」(D3) 群、「学科専門科目」(D4) 群、「学際専門科目」(D5) 群、「イノベーション科目」(D6) 群の 6 種類に分類される。以下、これら科目群の特徴と履修上の注意事項を述べる。個々の専門科目については工学部規定別表 3 (応用化学科) を参照すること。

(1) 外国語科目・基盤科目

1、2 年次に用意された外国語および基盤科目の標準修得単位については、工学部規定第 5 条および第 6 条の定めるところに従い修得すること。

(2) 理工系基礎教育科目 (D1)・工学部教養科目 (D2)

幅広い工学分野の理解に必要な基礎学力を身につけることを目的として、D1 群 24 単位分および D2 群 16 単位分が開設され、数学・物理・化学・生物等の自然科学から工学の基礎を学習できる科目群である。これらの科目は、社会において化学分野の知識を工学的に活かすための基礎力を身につけるものと位置付けられる。

(3) 学科専門基礎科目 (D3)

様々な工学分野で化学的知識を応用するために、D1 および D2 群には含まれないが、重要と位置付けられる専門科目 4 単位分が開設されている。

(4) 学科専門科目 (D4)

応用化学科において最も重要な科目群であり、必修科目 38 単位 (「卒業研究Ⅱ」履修者は 32 単位)、指定選択科目 29 単位、選択科目 16 単位が開設されている。このうち、「応

用化学実験Ⅰ～Ⅳ」を含む必修科目は、実践的な化学技術者・研究者の養成に必須の科目である。指定選択科目は、応用化学の専門知識の修得を目指したものと位置付けられるため、なるべく多くの科目を履修すること。選択科目は、より高度で専門的な内容を扱うものであり、関連分野へ進もうとする場合には必須の科目である。

(5) 学際専門科目 (D5)

工学部他学科開講科目であり、化学以外の工学系関連分野への視野を広げると共に、将来的に進む化学分野によっては重要となる周辺知識を学ぶための科目群である。

(6) イノベーション科目群 (D6)

工学と社会科学の融合も含めた教育科目群であり、社会や地域に関わる課題に対する科学的理解と、課題解決に向けて自立的に行動できる能力を身に付けるための科目である。

(7) 卒業研究

4年次には必修科目「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を中心に、工学系社会人として自立するための教育を含めた総合的な学習プログラムが用意されている。研究開発能力、問題解決能力、技術者としての倫理や化学技術の最前線に関する知識を修得することが目的である。

「卒業研究Ⅰ (10単位)」または「卒業研究Ⅱ (4単位)」のいずれかを履修すること。大学院進学希望者は「卒業研究Ⅰ」を履修しなければならない。

卒業研究を行う研究室への配属は、各人の希望と学業成績、ならびに下記「4. 卒業研究履修条件」を考慮し、研究室毎のアンバランスが生じないように調整した上で決定する。

4. 卒業研究履修条件

卒業研究を履修する年度の開始時点において、以下の条件を満たしていること。

- (1) 卒業に最低限必要な外国語科目及び卒業研究以外の必修科目をすべて修得していること。
- (2) 「卒業研究Ⅰ」履修希望者は、「卒業研究Ⅰ」のほか6単位（ただし、うち2単位はD6群に限る）以内を修得すれば卒業条件を満たすこと。
- (3) 「卒業研究Ⅱ」履修希望者は、「卒業研究Ⅱ」のほか12単位（ただし、うち2単位はD6群に限る）以内を修得すれば卒業条件を満たすこと。
- (4) 高等専門学校卒業者の第3年次編入者で「卒業研究Ⅰ」履修希望者は、「卒業研究Ⅰ」のほか10単位（ただし、うち2単位はD6群に限る）以内を修得すれば卒業条件を満たすこと。

5. 卒業条件

- (1) 卒業に最低限必要な外国語及び基盤科目（18単位）が修得されていること。18単位の内訳は工学部規定第5条および第6条に従うこと。
- (2) 卒業に最低限必要な専門科目（D1～D6群）の単位（106単位）が修得されていること。106単位の内訳は工学部規定別表3の応用化学科専門科目一覧表の下段の記載事項に従うこと。

6. 大学院科目の履修

履修可能な大学院科目については、別途通知する。

7. 教育職員免許状の取得について

応用化学科は、教育職員免許の課程認定を受けており、取得できる免許及び必要単位数は下記のとおりである。なお、修得した単位のうち、スポーツ実技及び教職に関する科目については、卒業要件単位にはならない。

所要資格、修得単位数等

免許状種類	基礎資格	最低修得単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等
中学校教諭 1 種免許状（理科）	学士の学位を有する	2 8	4	2 7
高等学校教諭 1 種免許状（理科）		2 4	1 2	2 3

※上記の他に「教育職員免許法施行規則」に定める下記の科目について修得すること。

教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する科目及び単位数	
科目名	単位	科 目	単位
日本国憲法	2	市民と憲法	2
体育	2	スポーツ実技（※卒業要件には含まれない）	2
外国語コミュニケーション	1	英語 I (General English Skills 1a) 英語 I (General English Skills 1b) 英語 I (Academic Communication Skills 1a) 英語 I (Academic Communication Skills 1b) 英語 I (Academic Essay Writing 1a) 英語 I (Academic Essay Writing 1b) 英語 I (English for Specific Purposes 1a) 英語 I (English for Specific Purposes 1b) 英語 I (Basic English 1a) 英語 I (Basic English 1b)	左記のいずれかの科目から 2 単位以上必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報基礎	2

教科及び教科の指導法に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める次の表の左の教科に関する科目について、右の開設科目を、必修科目を含めて教科に関する科目毎に 1 単位以上、中学校教諭 1 種免許状は 2 8 単位以上、高等学校教諭 1 種免許状は 2 4 単位以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する	教科に関する専門的事項	物理学	力学基礎 電磁気学基礎	2 2	※必修 ※必修
		物理学実験（コンピュータ活用を含む）	基礎物理学実験 C	1	※必修
		化学	環境化学基礎	2	※必修
			物理化学 I	2	※必修
			物理工学 II	2	
			物理工学 III	2	
			有機化学 I	2	※必修
			有機化学 II	2	
			無機化学 I	2	※必修
			無機化学 II	2	
			量子化学	2	

科目		有機反応化学Ⅰ 有機反応化学Ⅱ 有機材料化学 分析化学Ⅰ 分析化学Ⅱ	2 2 2 2 2	※必修
	化学実験(コンピューター活用を含む)	応用化学実験Ⅰ 応用化学実験Ⅱ 応用化学実験Ⅲ	3 3 3	※必修
	生物学	生物学基礎	2	※必修
	生物学実験(コンピューター活用を含む)	生物学実験 B	1	※必修
	地学	地学概論	2	※必修
	地学実験(コンピューター活用を含む)	地学実験	1	※必修
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)。	理科指導法 A 理科指導法 B 理科指導法 C 理科指導法 D	2 2 2 2	

※中学校教諭 1 種免許状のみ、又は中学校・高等学校教諭 1 種免許状の両方を取得する場合の「各教科の指導法」は、「理科指導法 A・B・C・D」を修得すること。なお、高等学校教諭 1 種免許状のみを取得する場合は、「理科指導法 C・D」だけを修得すればよい。

大学が独自に設定する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した単位数が、中学校教諭 1 種免許状については 4 単位以上、高等学校教諭 1 種免許状については 12 単位以上となるように修得すること。

教育の基礎的理解に関する科目等

中学校・高等学校教諭 1 種免許状について、次の表に該当する科目を全て修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等		中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状			修得 年次
		左記に対応する教育学部 開設科目	中 学	高 校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概説 A (本質)	2	2	1
	教職の意義及び教員の役割、職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	教職入門Ⅰ	2	2	1
		教職入門Ⅱ	1	1	2
	教育に関する社会的・制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	教育学概説 B (制度)	2	2	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概説	2	2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育基礎論	1	1	2

	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育方法・課程論	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		2
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習指導法	1	1	2
	特別活動の指導法	特別活動論	1	1	1
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用の理論と実践	1	1	3
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談	1	1	2
	教育実習	基礎実習	1	1	3
		応用実習Ⅰ(中又は中・高)	4		4
		応用実習Ⅱ(高のみ)		2	4
	教職実践演習	教職実践演習	2	2	4
計			27	23	

注意

- (1) 各科目は、「修得年次」以降に履修すること。ただし教育実習以外の科目は、教育実習を受ける前年度までに全て履修しておくこと。なお、教職実践演習は、4年次に履修すること。
- (2) 道徳教育論は、高等学校教諭1種免許状のみを取得する場合は必要としない。
- (3) 中学校教諭1種免許状のみ、又は中学校・高等学校教諭1種免許状の両方を取得する場合の「教育実習」は、「応用実習Ⅰ」だけを修得すればよい。なお、高等学校教諭1種免許状のみを取得する場合は、「応用実習Ⅱ」だけを修得すればよい。

その他教職に関する事項について

一．履修カルテについて

教職実践演習の講義が4年次に必修となっているが、履修するためには1年次より「履修カルテ」を作成する必要がある。履修カルテは工学部係窓口で配布する。

二．介護等体験

中学校教諭1種免許状を取得する者は、特別支援学校、社会福祉施設等において障がい者、高齢者等に対する介護等の体験を7日以上行わなければならない。手続きは2年次で行い3年次で実施する。

三．教育実習

3年次終了までに履修要件を満たしていること。実習にかかる費用は自己負担となる。

四．その他

教育職員免許状取得に関する書類配布、各種手続き、実施時期等については、全てweb学生システム等を通じて周知するので、希望者は確認漏れのないよう十分注意すること。

応用化学科専門科目 必修科目 指定選択科目

分類	内容	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		第 1・2 学期	第 3・4 学期	第 1・2 学期	第 3・4 学期	第 1・2 学期	第 3・4 学期	第 1・2 学期	第 3・4 学期
理工系基礎教育 科目 (D1)	共通	理工学と 現代社会							
	数学	微分積分 学基礎Ⅰ	微分積分 学基礎Ⅱ	確率・統計 基礎					
		線形代数 基礎							
	物理	力学基礎	電磁気学 基礎						
	化学	物理化学 Ⅰ	物理化学 Ⅱ						
		有機化学 Ⅰ	無機化学 Ⅰ						
	生物			生物学 基礎					
工学部教養科目 (D2)		情報基礎	工学入門 セミナー				科学技術 英語		
				エネルギー環境問題・現代社会概説・科学技術史・技術者倫理					
学科専門基礎科目 (D3)				機械工学概論					
						応用数学		基礎電子物性 ¹⁾ 計測工学 ¹⁾ デバイス工学 ¹⁾	
学科専門科目 (D4)		環境化学 基礎				環境化学 Ⅰ	環境化学 Ⅱ	環境保全マネジメント ¹⁾ 環境アセスメント ¹⁾	
						生命化学	分子生物 学		
					物理化学 Ⅳ	量子化学			
				プロセス工学 Ⅰ	プロセス工学 Ⅱ				
					有機反応 化学Ⅰ	有機反応 化学Ⅱ			
		有機化学 Ⅱ				有機分子 工学Ⅰ	有機分子 工学Ⅱ		
						高分子 化学Ⅰ	高分子 化学Ⅱ		
						分子構造 解析	有機材料 化学		
						機器分析 Ⅰ	機器分析 Ⅱ		
						無機固体 化学			
				無機化学 Ⅱ					
				物理化学 Ⅲ	化学反応 速度論				
				分析化学 Ⅰ	分析化学 Ⅱ				
	演習	物理化学 演習Ⅰ	物理化学 演習Ⅱ						
				分析化学 演習	無機化学 演習				
			有機化学 演習Ⅰ	有機化学 演習Ⅱ					
					プロセス工学 演習				
	学生実験			応用化学 実験Ⅰ	応用化学 実験Ⅱ	応用化学 実験Ⅲ	応用化学 実験Ⅳ		
				インターンシップ					
	卒業研究							卒業研究Ⅰ	
									卒業研究Ⅱ
							※卒業研究 ⅠA	※卒業研究 ⅠB	
イノベーション 科目 (D6)						化学と 職業			
				社会デザインプロセス論・社会的意思決定論・システムデザイン序論・イノベーションとマーケティング・産業創成論・技術者のための産業経営論・課題解決型演習Ⅰ・課題解決型演習Ⅱ・科学技術と知的財産					

※印の科目は、早期卒業対象者のみ履修可。 1) 学際専門科目 (D5) (2～4 年次)